

開発行為に係る道路の幅員早見表

【大前提：開発区域は4 2条 1 項 1 号または2号道路に接していなければならない】

			A 専用住宅 兼用住宅	B A以外の住宅 (共同住宅、長屋住宅等)	C 住宅以外で敷地が 1,000m2未満	D 住宅以外で敷地が 1,000m2以上	図例 赤：開発区域 青：対象道路 白：既存道路、対象外道路				
開発区域内の 新設道路に 敷地が接する 場合	令第25条第2号 括弧書	袋状道路 延長制限 (60m毎に転回広場等)	延長120m以下	延長35m以下							
								0.3未満	5		5
								0.3以上 0.5未満	5.5		5.5
								0.5以上 1.0未満	6		6
		通り抜け道路 延長制限	延長250m以下	延長35m以下							
								0.3未満	5		5
	0.3以上 0.5未満	5.5		5.5							
	0.5以上 1.0未満	6		6							
	令第25条第2号 緩和なし	【規則第20条】	1.0以上 3.0未満	6			9				
			3.0以上 5.0未満	6	6		9				
			5.0以上 10.0未満	9	9		11				
			10.0以上	12	12		12				

敷地前面道路が、 1 項 1 号、2 号 道路のいずれでも ないため、 敷地前面道路を 開発区域に含む 場合	令第25条第2号 ただし書き	0.3未満	5			5						
		0.3以上 0.5未満	5.5			5.5						
		0.5以上 1.0未満	6			6						
		1.0以上 3.0未満	6			6.5						
		3.0以上 5.0未満	6			7(二特のみ)						
		5.0以上	6			9						
	令第25条第2号 括弧書 (敷地手前までの 道路拡幅)	敷地面積制限 延長制限	延長120m以下	敷地が1,000m2未満 延長60m以下	敷地が1,000m2以上 延長35m以下	延長60m以下	延長35m以下					
									0.1未満	4	4	
									0.1以上 0.5未満	4	4.5	
									0.5以上 1.0未満	4.5	5	
									1.0以上 5.0未満	5	5.5	
									5.0以上 10.0未満	5.5	6	
10.0以上									6	6.5		
※令第25条第2号ただし書きの幅員で待避所作れば延長可												

			A 専用住宅 兼用住宅	B A以外の住宅 (共同住宅、長屋住宅等)	C 住宅以外で敷地が 1,000m2未満	D 住宅以外で敷地が 1,000m2以上	図例 赤：開発区域 青：対象道路 白：既存道路、対象外道路					
開発区域外の 道路に 敷地が接する	令第25条第2号 ただし書き	0.3未満	5			5						
		0.3以上 0.5未満	5.5			5.5						
		0.5以上 1.0未満	6			6						
		1.0以上 3.0未満	6			6.5						
		3.0以上 5.0未満	6			7(二特のみ)						
		5.0以上	6			9						
	令第25条第2号 括弧書 (敷地手前までの 道路拡幅)	敷地面積制限 延長制限	延長120m以下	敷地が1,000m2未満 延長60m以下	敷地が1,000m2以上 延長35m以下	延長60m以下	延長35m以下					
									0.1未満	4	4	
									0.1以上 0.5未満	4	4.5	
									0.5以上 1.0未満	4.5	5	
									1.0以上 5.0未満	5	5.5	
									5.0以上 10.0未満	5.5	6	
10.0以上									6	6.5		
※令第25条第2号ただし書きの幅員で待避所作れば延長可												

			A 専用住宅 兼用住宅	B A以外の住宅 (共同住宅、長屋住宅等)	C 住宅以外で敷地が 1,000m2未満	D 住宅以外で敷地が 1,000m2以上	図例 赤：開発区域 青：対象道路 白：既存道路、対象外道路					
開発区域に 至る道路	令第25条第4号 括弧書	0.3未満	5			5						
		0.3以上 0.5未満	5.5			5.5						
		0.5以上 1.0未満	6			6						
		1.0以上 3.0未満	6			6.5						
		3.0以上 5.0未満	6			7(二特のみ)						
		5.0以上	6			9						
	上記幅員が 取れないとき	敷地面積制限 延長制限	延長120m以下	敷地が1,000m2未満 延長60m以下	敷地が1,000m2以上 延長35m以下	延長60m以下	延長35m以下					
									0.1未満	4	4	
									0.1以上 0.5未満	4	4.5	
									0.5以上 1.0未満	4.5	5	
									1.0以上 5.0未満	5	5.5	
									5.0以上 10.0未満	5.5	6	
10.0以上									6	6.5		
※令第25条第4号括弧書の幅員で待避所作れば延長可												

※本早見表は目安であり実際の開発相談にあたっては宅地課及び道路関係課等と十分に確認を行う必要があります。